

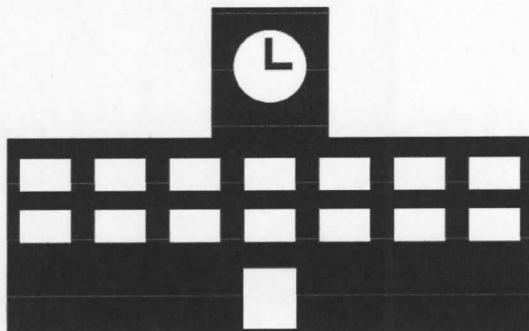
義務教育機会確保法成立後の各地の動きと、「法見直し」に向けての意見を交流

7・27全国に夜間中学の開設を！研修交流会

夜間中学等義務教育拡充議員連盟・全国夜間中学校研究会 共催

2018.7.27(金) 研修交流会 記録誌

共催 夜間中学等義務教育拡充議員連盟
全國夜間中學校研究會



当日のプログラム

(敬称略)

- 1 開会あいさつ……笠 浩史 夜間中学等義務教育拡充議員連盟事務局長
浅田 和義 全国夜間中学校研究会会长
- 2 参加国会議員・地方議員の紹介
- 3 各団体等からの報告
 - ① 埼玉に夜間中学をつくる会代表……野川 義秋
 - ② 松戸市に夜間中学校を作る市民の会代表……榎本 博次
 - ③ 北海道に夜間中学をつくる会代表……工藤 慶一
 - ④ 兵庫神戸市立丸山中学校西野分校卒業生……戎 香里菜
 - ⑤ 東京葛飾区立双葉中夜間学級卒業生……前岡 明里
 - ⑥ 全国夜間中学校研究会事務局長……竹島 章好
 - ⑦ 文部科学省初等中等教育局局長……高橋 道和
 - ⑧ 夜間中学等義務教育拡充議員連盟副会長……浮島 智子
- 4 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」見直し案への要請文……朗読 全国夜間中学校研究会副会長・都野篤
- 5 お礼とお願ひ……全国夜間中学校研究会事務局長・竹島章好
- 6 閉会のあいさつ……笠 浩史 夜間中学等義務教育拡充議員連盟事務局長
- 7 記者会見……対応者……プログラム3 ①～⑤の報告者
(全夜中研) 浅田会長・北村副会長・都野副会長・竹島事務局長

【記録誌目次】(敬称は略させていただきました)

1	開会あいさつ…笠 浩史 夜間中学等義務教育拡充議員連盟事務局長	1
	浅田 和義 全国夜間中学校研究会会长	1
2	参加国會議員・地方議員の紹介	3
3	各団体等からの報告	
②	埼玉に夜間中学をつくる会代表 野川 義秋	5
②	松戸市に夜間中学校を作る市民の会代表 榎本 博次	7
③	北海道に夜間中学をつくる会代表 工藤 慶一	8
④	兵庫神戸市立丸山中学校西野分校卒業生 戎 香里菜	10
⑤	東京葛飾区立双葉中夜間学級卒業生 前岡 明里	11
⑥	全国夜間中学校研究会事務局長 竹島 章好	12
⑦	文部科学省初等中等教育局局長 高橋 道和	13
⑧	夜間中学等義務教育拡充議員連盟副会長 浮島 智子	14
4	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」見直し案への要請文 朗読 全国夜間中学校研究会副会長・都野篤	15
5	閉会のあいさつ…笠 浩史 夜間中学等義務教育拡充議員連盟事務局長	17
6	参加国會議員、地方議員	18
7	感想文・アンケート	19
8	全国夜間中学校研究会 事務局より報告	22
9	マスコミ等掲載資料	23
10	追加資料(平成30年8月22日付 文部科学省通知と別添資料)	28

開会あいさつ 笠 浩史 夜間中学等義務教育

拡充議員連盟事務局長



みなさん、どうもおはようございます。

ご紹介いただきましたこの超党派の夜間中学等義務教育拡充議員連盟事務局長の笠でございます。今日はですね、当議連の会長の馳浩先生がどうしても地元の所用で出られないということできれぐれも全国からお集まりの皆さんに会長からもよろしくお伝えくださいとのことを預かっていますことをご紹介いたします。

今日は各党の先生方も参加をいただいているわけですけれども、平成 28 年 12 月に何とか生みの苦しみが様々ありましたけども皆様方と一緒にこの義務教育機会確保法を成立させることができました。

その後、文部科学省や、各地方自治体においても様々な取り組みも始まっていることもあります。しかしながらまだ、今日もお集まりになっていますが千葉県松戸市や埼玉県川口市では、いよいよ夜間中学開設に向けた実際具体的に、動き始めているわけですが我々の目標とする（夜間中学が）47 都道府県に必ず 1 校は、あるいは充実をさせていくという事には、まだかなり程遠い状況ではないかと思っています。

今日、文部科学省の皆さんもおいでになっていますが、今日 HP 上に夜間中学の手引きの改訂版が（夜間中学の設置充実に向けて）公開されるということで、一つずつ動き始めていることは皆様方もご承知の通りだと思います。

ただ、まだまだ本当に義務教育を終えていない方がどれくらい存在するのか、またあるいは、夜間中学という学び直しの最後の砦という場の周知をどのようにもつともつとしていくのかいろいろな課題を抱えています。

ちょうど法律にも 3 年後の見直し規定というものがあります。平成 31 年の 12 月ということです。今日の皆様方とのこの研修交流会で、様々な意見を承りまして我々としてはさらにこの夜間中学をしっかりと設立し充実させるために何を法改正、あるいはどのような施策が必要なのかしっかりと国会の場で超党派で取り上げながら皆様と一緒に取り組んでいくことを冒頭にお約束して、今日の議論が闇達に行われることを期待をしながら、挨拶にさせていただきます。

本日はよろしくお願ひいたします。

全国夜間中学校研究会 会長 浅田和義



みなさん、こんにちは、今年度、全国夜間中学校研究会の会長を務めることになりました、大阪市立天満中学校の浅田と申します。よろしくお願ひします。

また、平素より全夜中に対するご支援ご協力に感謝申し上げます。今回、このような研修交流会が開催され、教育現場の状況の交流が出来る事を嬉しく思います。さて、現在夜間中学校は、8都道府県 25 市区に 31 校が設置されています。

2016 年 12 月に「義務教育機会確保法」が成立・公布され、2017 年 3 月 31 日にはこれに関する基本指針が策定されました。

特に、各都道府県において夜間中学校等の設置の促進があり、松戸市と川口市においては夜間中学新設の具体的な時期が決まっているところです。川口市の芝西中学校が来年度開校のために本校、天満中学校へ 5 月 24 日教育視察に来られ、意見交換もさせていただきました。

この法律により、全国に動き出てきましたが、すでに設置されている夜間中学校においては、ここ数年、生徒の現状に変化があります。全体的な生徒数は減少し、外国籍の生徒の増加、特に日本語指導が必要な生徒数が増えています。これらの要因で年齢層も若くなっています。

本校の例で言いますと、昨年度はスペインから 16 歳で帰国し、夜間学級に入学、今年はフィリピンから 15 歳で日本に帰国し日本語が十分でないまま、夜間学級に入学し高校受験を目指しています。

教育課程においては、15 歳から 90 歳までの年齢に応じた授業展開が求められています。中には、小学校でも十分に教育を受けてこなかった生徒さんもあり、小学校課程まで掘り下げて授業をする必要があります。

このような状況の中、今、社会が求めている夜間中学校とは、また、これから時代を踏まえ、夜間中学校が果たすべき役割とは何かを、再確認する必要があると感じています。

本日の、各団体からの報告を受け、一つでもこれらの質問の答えを持ち帰りたいと思います。

夜間中学校の推進のためのハード面は教育行政が、教育内容であるソフト面は教育現場で、この両輪がかみ合って、一人一人の生徒さんがこの夜間中学校に出会えてよかったです、通えてよかったですと思えるのではないでしょうか。

最後に、本校の生徒さんの 2 人の言葉を紹介します。

一つは目は「やっとたどり着いた学校、命果てるまで学び続けたい」

二つ目は「年がいってからの勉強は大変ですが、諦めたらわからない苦しみが永遠に続くかも。だから頑張って学びたい」本日は、よろしくお願ひします。

参加国會議員、地方議員あいさつ

衆議院議員 河村健夫

みなさんご苦労様でございます。

ご紹介いただきました衆議院の河村健夫でございます。

私もこの法律を馳浩先生とともに大きくかかわて來たものでございますから、この集会にきわめて時間が限られていましたのですが参加をしました。これからのことについては見直しを必要に応じてやりますのでご意見をいただいた前にも座っている二人や並んでいる皆様方と一緒に力を合わせて頑張ってまいります。今日はありがとうございました。



衆議院議員 畠野君枝

おはようございます。衆議院議員の畠野君枝です。日本共産党としても超党派でこの夜間中学の前進をと、取り組まさせていただきました。

松戸市、川口市で大きな前進がとられたとあったのは全国の皆様のご尽力のたまものでございます。見直しを含めて全国で実現のために頑張りたいと思います。

よろしくお願ひします。ありがとうございました



参議院議員 神本美恵子

おはようございます。立憲民主党参議院神本美恵子でございます。今浅田会長様のお話にもありました、やっとたどり着いた学校というお話がありました。

私は文教委員会に所属していますのでその中でやはり、全都道府県に一校ずつ建てるのであればニーズを文科省としてしっかりと把握することがなければいけないのではないかという問題意識があり、(国会)で質問いたしました。しかしほど把握のためには10年に1度の全国国勢調査の学歴調査の所が小中一緒になっているので、それを分けるべきだということで総務省にもこの間ずっと言ってまいりましたが、ようやく今見直しをしているところで再来年の調査がありますが文科大臣に直接、総務大臣にしっかりと伝えてくれと言いましたら、林文部科学大臣がそうすると答弁をいただきまして、そして「そうした」ということも後から聞きました。総務省のほうにも掛け合いまして第1次調査、第2次調査で事前調査を行っていますが、8月末には統計委員会というところで国勢調査のやり方について、教育の部分を分けてもいいかどうか検討しているそうですが、前向きに検討するという風に聞いておりますので、次の全国国勢調査で学歴の所で小中が分けられれば、学びたい人、学ぶ必要がある人、



たどり着けるのではないかと思っておりまので制定を受けてしっかりと取り組んでいきたいと思っていますので、今日はどうもありがとうございます。

静岡県焼津市 市議会議員 秋山ひろ子

静岡県焼津市から参りました秋山ひろ子です。今日はよろしくお願ひします。

静岡県では3年ほど前に県のほうで、ニーズ調査でニーズはあるのかということで、各自治体の教育委員会に問い合わせをしたらしいんですが、ニーズはないという話をされたらしくてここにきて改めてニーズ調査をするということで学識経験者の方々がチームを作ってこの夏に調査をするということなので、ぜひ進めてほしいなと思っています。松戸で記念講演の時に、今日もいらっしゃる前川さんの話を聞いたときに文科省は進めたいんだけど、教育委員会はちょっと引いている感じがあるので、文科省と市民の力で挟み撃ちをしましょうという話を聞いてすっかり頑張ろうという気になりました。今日は勉強をさせていただきます。ありがとうございます。



茨城県鉾田 市議会議員 高埜栄治

改めましてこんにちは。茨城県鉾田市から来ました高埜です。今日はですね、研修会の開催誠におめでとうございます。

わたくしはですね、基礎教育保障学会の会員として参加させていただいたんですが、今日はこのような席があるということなので一言だけ申し述べさせていただきます。

茨城県は特に教育的な面で様々な点で遅れているのかなと思います、特に地域によってこの対象者となる人たちはお子さんから大人の方まで、違っていると思います。本市においても様々な昔でいう定住外国人たちの支援をやってきたのですが、学校で拒否された経験があるのでなかなか進まなかつた。

今後少しでも今回の研修交流会を通して、学んだことを地域で生かしたいなという風に考えています。本日はよろしくお願ひします。



各団体等からの報告

① 野川 義秋 埼玉に夜間中学を作る会代表

みなさん、おはようございます。私は埼玉に夜間中学を作る会の野川義秋と申します。今日は、自主夜間中学の金子代表が欠席しているんですけれども、小松事務局長と「川口自主夜中」・「作る会」含めて9名で参加しております。よろしくお願ひ致します。

みなさんに配られている資料の14,15,16ページのところに、報告文とリーフレットも添付されていますので、その14ページのレジメに添って、私の方で報告させていただきます。

自主夜間中学を開設しながら設立運動を始めて、今年で三十三年目になりますが、その経緯については時間もありませんので省かせていただいて、とりあえず埼玉からの報告ということで四項目ほど設けさせていただいています。

1番は、先ほどから触れられている、川口市立として開校される夜間中学の進捗状況ということで、挙げさせてもらっております。開校が来年の四月。開設場所が旧芝園小学校の跡地。これは京浜東北線の蕨駅に近いところですね。学校名が川口市立芝西中学校陽春分校というふうになっております。6月の議会で議決されております。入学条件としまして15,16ページに付けてあるリーフレットをそのまま書いているんですけども、16歳以上で、①小学校中学校を卒業していない人、②中学校を卒業した人の内、学びなおしを希望する人、そして③原則、在留資格のある外国人という形の入学条件が付されております。校舎は旧芝園小学校の校舎が耐震上の問題があるということで、旧市立の県陽高校の校舎を借りて、来年から2年間、授業を開始すると同時に旧芝園小学校の敷地内に建築もスタートして2年で完成する予定となっております。

今後としまして、8月7日に川口市内、9月15日は越谷市内、10月13日は川越市内で学校説明会が行われることになっています。生徒募集は来月の8月から、12月中旬までを第1次締切りというふうにして、その後は随時受け付けていく形となっています。こういう進捗状況にある中で、川口市や埼玉県と私たち「作る会」や「川口自主夜中」がどういう話し合いの体制をとっているかということに触れます。

今日も見えている北海道は、協議会という形式をとりながら進められているんですけども、私たちのところには協議会はありません。ただ、一昨年、教育機会確保法が成立する前に先駆けて、「中学校夜間学級設置検討会議」というのが、教育局の市町村支援部に置かれています。そこに、埼玉県から東京都内の夜間中学へ通う生徒の多い12市を中心にして、「中学校夜間学級関係12市町村連絡協議会」というのが設置されています。私たちも協議会の設置を望んでいるんですけども、だた、この「設置検討会議」は協議会に類するものとしての役割を果たしていると思っておりまして、今は、ここをもとにしながら来年の開校に向けた話し合いを行っているところです。県の方には、ここをベースにしながら、「夜間中学に係る民間団体との連絡会」というのがあります。それと、小中学校人事課と独自で話し合いをする。この二つの機会を通して話し合いをさせてもらっています。その「連絡会」の方は、国際交流協会とか社会福祉協議会・老人クラブといった団体と一緒に進めています。

川口市の教育委員会の方は、「川口市立夜間中学開設準備連絡会」が指導課主催で行われております。こちらの方はPTA連合会、小中学校の校長会、それから日本語指導教室など「自主夜中」「作る会」といった形で関わらせて頂いております。これとは別に、指導課と独自の話し合いという形の、県と市と二つの話し合いの機会を作つていただきながら、今まで進めているところです。お配りした資料に括弧で書いてあるのが、話し合いを実施した日にちになります。

こういうふうにして話し合いをさせて頂く中で、見えてくる様々な問題、課題というのがあります。ここに3)として5つあげています。先ほど言いました入学条件、16歳以上というのは資料の16ページですか、リーフレットの裏面に表現されているんですけども、実は、5月19日に行われた「市民説明会」で、今日参加して頂いている文科省教育制度改革室の田中室長も講演して下さったのですけれども、この時のパンフレットには、『ある程度日本語を習得している方』という文言があったんです。これでは、ひらがなカタカナから勉強する外国人の人たちは入れないということになるのではないかということで、話し合いの中で申し入れたところ、原案には最初からこれは入ってなかったということで検討されて、現在の皆さんに見て頂いている資料の16ページの表現になっています。ただ、16歳という縛り方とか、それから原則ということばですね。この辺も時間があれば、もっと詳しく説明できればいいのですが時間がありませんので。そうは言いましても、やはりこのままではまずいんじゃないかということで、7月23日に行いました県の方にも、ぜひ考え方直してという要望をしたところです。

この他、②養護教員の配置ということがまだ入っていないくて、7月23日の県との話し合いの時にも、これらも検討してもらいたいと話したところです。やはりこれは生徒たちの命に関わる事なので、川口市とぜひ話し合いをしたいというふうに言っておられます。

②番と④番の学校給食、それから、就学援助ということに対して、これも今のところ給食等は考えていないと回答してきています。ただやはり、働いて学校に来て腹ごしらえもしないままに勉強しなきゃいけない、あるいはコンビニに走らなきゃいけないというのは、生徒たちの学ぶ条件として好ましくない。このことについては川口市だけではなく、先ほど申し上げました12市町村連絡協議会。こちらの方とやはり話をしてもらうということで、県としても再検討をお願いしたいというふうに申し述べているところです。

それから⑤番目に先生たちの異動希望の取り方なんですけれども、小学校・中学校・高校、全教師の方々にぜひ希望をとってももらいたいというふうに話をしています。こういった課題がありますが、これらを、県と川口市と話し合いをしながら一つずつ乗り越えていきたいというふうに思っています。そして、私たちはこの開校に向けてめざすものということで、私たちが意識していることとして、ここに書かせてもらいました。

「開校する芝西中学校陽春分校では、入学してきた一人一人の多様性が受け入れられ、生徒たち自身が入学できたことを喜ぶとともに、大変ながらもこの教室で勉強していくのだという、希望と意欲を抱ける夜間中学をめざしていきます。その視点に立ちながら、今後も川口市や埼玉県の教育委員会と話し合いに参加していきたいと考えています」

これが私たちの基本的な姿勢というふうに考えて頂ければと思います。

時間も来ているのですが、一つだけ触れさせてもらいます。この資料の中の最後の方に、追加1ということで付けさせてもらっているんですけども、先ほど、神本議員の方からも報告していた国勢調査の学歴区分の小学校・中学校の分離の件ですけれど、6月4日に全国の自主夜間中学と夜間中学関係団体ということで、27団体（1団体は要請行動後）で、議員連盟の先生方に要請を行いました。今日来て下さっている議員の先生方に大変お世話になっていますけれども、お陰さまで、先ほどの神本議員の言葉の中にあるように、色んなところに波及していきまして、林文科大臣から野田総務大臣へ申し入れがなされるというところまで発展しております。このことは全夜研や全国の自主夜中、それから基礎教育保障学会等との連携の中で、2020年の国勢調査の改善というところにつなげていく素地ができているのではないかと思うんですね。今回の取り組みの窓口として関わらせてもらいましたので、一言、お礼かたがた申し上げさせて頂きました。

② 榎本 博次 松戸市に夜間中学を作る市民の会代表

皆さん、こんにちは。松戸の榎本と申します。よろしくお願ひいたします。

議員連盟の先生方のご尽力によりまして、教育機会確保法が一昨年の12月に成立して、それとともに松戸市も公立夜間中学開設に踏み切るということになってきております。一昨年の2月に教育長が、松戸市に公立の夜間中学を開設するという表明をしてから準備に入っておりまして、その準備がだいぶ進んできているというところであります。みなさんのお手元にお配りしております中の17ページ18ページに、生徒募集開始というチラシの写しですけれども、中に入れていただいております。

松戸市では、今年の6月の議会で、中学校の設置条例の一部改正という条例案がでまして、27日の本会議で、全会一致で採択され、成立したということで進んできております。7月2日には、このチラシ数万枚と言っているんですけども、各松戸市の公共施設100か所ぐらい、それから町内会と言いますか自治会の回覧板に1万6千枚という、全て2万枚以上のチラシが配られておりまして、それで生徒募集を周知しようとしております。教育委員会としてはかなり積極的にやろうとしているのではないかというような姿勢は見られます。

ただ、○○の方の18ページの方ですが、見ていただくと分かるんですけども、入学資格というのがありまして、この1から4まで項目があって、埼玉とは1歳下げてあるんですけども15歳を超えた方とかそういうところがあるんですけども、この中で、松戸市在勤、あるいは千葉県在勤の人は含まれておりません。松戸市の場合に、例えば江戸川を渡って、反対側に埼玉県の三郷市というのがありますけれども、そこまでバスで10分か15分ぐらいで行けるんですけども、結構、松戸市内の事業所に勤務されている方がいらっしゃるんですけども、そういう方の中にもおそらく、夜間中学で学びたいという人がおられるんじゃないかというふうに思っているんですけども、そういう方は、含まれていないということになっております。

それから一番私たちが問題にしているのは、4番のみらい分校の生活に支障のない方、という、これは1から4までなんですか千葉県には市川市立大洲中学校の夜間学級というのがありますし、その生徒募集要項を、そっくりそのままコピーしたような、そういうような内容になっております。ですから、そういうところで4番のみらい分校の生活に支障のない方という、これはもう、なんというんですか、障害を持っている方たちはなかなか学びに、これ、難しいですよという、そういうところであるんですけども、いろんな、私たちも声をあげておりまして、今、そういう方は相談に乗るという、そういうようなことになっています。

それから、先生方の配置の数なんですか、その辺も非常に最初の話とは違つて少なくなつてきてているようですので、この辺も強く、県教委とかそういうところにもお願いをしていくかなと、思っているところでございます。すみません。以上です。



③ 工藤 慶一 北海道に夜間中学をつくる会 共同代表

みなさま、こんにちは。北海道に夜間中学をつくる会ならびに札幌遠友塾自主夜間中学の工藤と申します。

教育機会確保法の公布を受け少なくとも各県に一校の公立夜間中学の設置が求められている中にあって、北海道で三度の夜間中学等に関する協議会が開かれたにも拘わらず、事態は遅々として進んでおりません。しかし、夜間中学の発展を語り合える時代に入ったのですから、一人一人の学習者の思いを胸に抱きながら、法の見直しを含む夜間中学の政策について述べたいと思います。

第一点目。教育を十分に受けていない人たちの実態把握についてです。最近、学びを求めている人たちに届くことを前提とした有効なニーズ調査が少しずつ行われるようになってきましたが、やはり国勢調査教育欄のデータ把握は必要不可欠です。しかし現状は、「未就学・その他」の欄から、市町村別・男女別・年齢層別に小学校未修了の人たちの人数がかろうじて分かるのみです。しかも各自治体がその人数をもとに学びの場を作ろうとしたことは、悲しいことに今まで全くありませんでした。ですから、見ていないのと同じということになります。

そこで、このデータに15歳以上人口のデータを入れて、未就学率という割合を出して比較をし、配慮するべき事項の把握と市町村の取組優先順位を決めていくべきだと考えます。さらに小学校未修了だけではなく義務教育未修了を把握できるような調査項目の改善を図り、その上で国勢調査の人口データと未就学その他（改善後は中学校未修了を含む）データを統一的に把握して、未就学率と義務教育未修了率（対15歳以上人口比）を含む詳細な資料を公開していくべきです。

法律の第16条には、「実態の把握に努める」という文言が入っています。そこでこの言葉を「詳しい実態を把握し公表する」に替え、その内容を基に各地方公共団体に対策の立案と実行を求めていくことが必要だと考えます。

次に協議会についての問題です。現行の協議会はいくつかの問題を抱えています。第一に支援活動を行う民間団体その他の人たちを構成員に入れていないか、入れていても民間団体等の意見は等閑視する傾向があります。第二に知事や市町村長の参加が皆無であることから、法律に則った協議会がひとつもないということ。第三に第15条第3項にある、構成員が尊重すべき「協議が調った事項」という文言についてですが、これは協議会で決定したことを意味するのか、それとも拘束力のない了解事項の事をいっているのか、不明であります。ですから、意見の羅列になってしまって、いつまでも議論が続く欠陥を持っています。ここでまず、第一の、民間団体を入れる、そして意見を尊重するということについては、（基本理念）第3条第5項に、「密接な連携を行う」という文言が入っていますので、改めてここに入れていただきたいということと、第2に知事や市町村長という言葉の後に、「または代理人もしくは政策責任担当者」というような文言を追加するべきだと考えます。第3に「協議が調った事項」というのは、決定したことを意味し、そのためには学識経験者等による議長選出などの規定が必要ではないかと考えます。

次に全ての人の就学保障の方法についてです。各県に少なくとも一校の公立夜間中学が出来たとしても、1校で全県をカバーすることは勿論できません。また北海道は広域であるので、通学すること自体が困難な課題があります。更に日本の端っこに位置する北海道、沖縄県、青森県、鹿児島県などが小学校未修了の割合の高い県ですから、対策は急務です。このため、さまざまな工夫を行

って学びの場をつくっていく必要があります。その一つとして第19条に教材の提供に関して「(通信の方法によるものを含む。)」とありますが、教材提供だけではなく、法整備を踏まえた上での通信制夜間中学の充実と、その他の学びの場との連携方法の検討を開始すべきだと考えます。広域の北海道で特に有効であろうと思われます。また、韓国の文解(ムネ)教育の法制度に学び多様な形態における学びの場の追求し、義務教育修了資格を付与する仕組みの検討も真剣に開始するべきです。

最後に自主夜間中学に対する適切な措置についてです。昨年の3月31日公表された教育の確保等に関する基本指針の中で、自主夜間中学が「義務教育を卒業していない者等に対する重要な学びの場となって」いるので、「地域の実情に応じて」各地方公共団体は「適切な措置が検討されるよう促す」とあります。問題は「適切な措置」とは具体的に一体何をすることなのかを、徹底的に実践例を集めて公表していただきたいのです。これは数多くの負の要因が自主夜間中学に覆いかぶさってきますので、それを一つ一つ解決していくかなければなりませんので、たくさんの事例をあげて、このような場合にはこうするという自主夜間中学に対する「適切な措置」の具体例を随時、公表していただきたいと思います。

以上で終わります。



④『人生の夢の扉』 戎 香里菜 神戸市立丸山中学校西野分校卒業生 (えびす かりな)

学ぶことは生きること。学びは人間らしく生きるために不可欠です。

私が夜間中学校で学んだのは、ただの数字や文字の読み書きだけではありません。空っぽだった心の中の何かが満たされてゆくように、私は成長しました。言葉でうまく表現できないのですが、夜間中学に通えたおかげで、私の中の孤立していた島が、だんだんと向こう側とつながってきていることに気づきました。

私が生まれた家庭は、教育とは無縁の世界でした。フィリピン社会にあるのに、社会とはまったく隔絶した家。ただ、今日どう食べるかしか、考えない両親。私は自分の給料から、服も学費も払っていましたが、だんだんできなくなってしまった、学校には行けなくなりました。両親の離婚後は、親戚をたらい回しにされ、他人の間も転々としました。私も、私の心を空っぽにするしかありませんでした。犯罪組織に監禁されていた私を、国家警察が救い出した時、身元引受人になってくれる親戚は、誰もいませんでした。一人ぼっちで、希望のない、生き地獄のような人生。こんな境遇になったのはなぜか?両親に、親戚に、教育がなかったからです。この負の連鎖を自分で断ち切りたい。だから 25 年間「私は、学校へいきたい! 学びたい」と涙を流しながら、ずっと心の奥で叫んでいました。年を重ねても必ず学校へ通い、卒業すること。しかし、私の母国では、年を取った人が学びなおすことは経済的にも、周囲からの眼からも困難です。

ところが日本には、学び直すチャンスをくれ、むしろ応援してくれるところがあったのです。夜間中学校です。

私の人生の夢の扉を開いてくれたのは、丸山中学校西野分校でした。もっと早く知っていたらと思いますが、知っていても、淡路島から通うのは無理だったでしょう。市外からは入学さえ許可されません。

当時、息子が通っていた小学校の大下校長先生が、私を兵庫県の多文化共生サポーターとして推薦して下さいました。家の事情で、淡路島から神戸市に引っ越し、尼崎市の琴城分校にタガログ語サポーターとして派遣されて、生まれて初めて夜間中学校というものに出会いました。熱心に学ぶ様々な年齢、国籍の人。ありのままで受け入れられる学校。「やっぱり、私も学校へ行きたい。」

懇願すると、居住地にある西野分校を紹介してくれました。通うことになったときの嬉しさは、ことばで表現できないぐらいでした。今私は、定時制高校 3 年生です。今の夢は、大学で学び、国連で働いて私と同じような境遇の人たちの力になることです。

学校を必要としている人が、たくさんいます。社会人となって、「今さら、」とか「学校へ行っていなかつたことがばれるのがいや」という人も、心の奥で「学校で学びなおしたい」と思っているでしょう。

実は、日本人の私の夫も、時間の余裕があったら、「必ず学校で、学びなおす」と 意志を持つようになりました。そのときに、彼を応援したいと思います。

淡路島にも夜間中学校があれば、学びなおしたいという人がいます。私を見て、学校へ行きたいと言っています。また、日本人の知人にも、名前と住所しか書けず、区役所からの大事な手紙が読めない人がいます。

バブル期、日本に働きに来た多くのフィリピン人の中に、中学校を卒業出来なかつた人がたくさんいます。今も日本で暮らし、きっと、学校へ行きたいと思っているでしょう。夜間中学と出会えた私たちが、見本となつて勇気づけたいと思います。私たちも、知らなかつたことを、知りたい。皆が学んだことを学びたい。どうか、学び直したい人を、学校にいかせてあげてください。学校で学べない人を、この日本国から なくしてください。一人でも多くの人に学校の扉を開いてください。

人生の夢の扉を。

⑤『夜間中学での学び』 前岡 明里 葛飾区立双葉中学校卒業生

私は中学時代、3年間でほとんど学校に行くことができませんでした。私は心も弱く、考えすぎて体調を崩し、学校へ行っても周りの目がただ、ただ怖かったことを覚えています。優しく支えてくれた母からも「何で普通の生活ができないの」と一度言わされたことでその言葉を思い出して今もつらくなる時があります。

あるとき、当時の担任の先生から夜間中学の説明会に行ってみたらと言われ、まずは説明会に行きました。そこで色々な話を聞いて、少人数制のクラス、優しそうな先生方、温かい給食などに惹かれ、すぐに夜間中学に通うことを決めました。そこからは一人で見学に行ったり、文化祭も見に行ったり、積極的に夜間中学について知ろうと必死でした。

2016年の春、私は晴れて夜間中学に入学しました。私は二年間通うことにして、ゆっくりと中学の勉強をしていこうと決めました。

最初の一年はたった5人のクラスでした。今まで学校と言ったら教室に机がたくさん並び、歩くのも大変なくらいに狭いイメージでしたが、5人しかいなかったので、横一列に並んで授業を受けました。

5人の中で、私を含める三人は10代、一人は30代の物静かな女性、もう一人は80代の韓国出身のおばあさんでした。おばあさんと一緒に教室で学ぶなんて聞いたこともありません。けれど、その、おばあさんは私が今まで不登校だったことも余り話さないクラスメイトにも優しく、時には強引に接してくれました。学校には他にもお年寄りの方がいましたが、パワーに満ちあふれ、精一杯がんばっているのが伝わってきました。

また外国から来た人もたくさんいました。2年目には1つ年下の日本人の女の子も何人か入ってきました。その年の2学期のクラス替えからは、小さなクラスが9人の机でぎゅうぎゅうになりました。外国の子も5人いましたが、みんな一緒に同じ中学三年レベルの勉強をしました。私より何倍も勉強をしていて、私もみんなに追いつきたいと言う気持ちになり、次第に勉強する時間が増えました。

受験が近づくと授業が始まる前に先生方が補習をしてくれました。毎日一教科、一時間ほどの授業でした。けれど、それを見るだけでも、だいぶ受験に有利になったと思います。私は何とか志望校に合格し、私のクラスは全員高校に進学することができました。

夜間中学を卒業して、今は二歳年下の子たちとともに勉強しています。高校の勉強は今までより遥かに難しくて、その上私は工業高校に通っているので、色々な知識を得るために必死で授業を受けています。けれど私は夜間中学で勉強することの楽しさ、ありがたさを学び、また、人とのつながり、関わり合いの大切さを学びました。なので、学校が嫌だと思うことはなくなりました。しかし、時々自分が嫌になって引きこもったりしています。

それでも、中学時代と違うのは自分が嫌だと感じても、それをずっと引きずらなくなっこなことです。学校に行けば、友達に会える、楽しくはしゃぐクラスメイトの声を聞ける、だから学校に行こうと思えます。毎日の満員電車だってもう慣れました。中学時代には考えられないくらいに私は変わりました。

夜間中学で学んだことは、たぶん普通の生活をしていたらすぐには気づけないことばかりです。普通の人が当たり前にやっていることが、不登校だった私にとってはすごく素敵なのです。毎日元気に生活できていることや、人と話すことは当たり前のようですが、実はとても難しいことです。もし、夜間中学に入らずにいたら、きっと今の私はいません。なので、私は夜間中学に入って、中学時代をやり直して本当に良かったと心から思っています。

⑥ 竹島 章好 全国夜間中学校研究会事務局長

「義務教育機会確保法」の確認・見直しについて

◆夜間中学の増設に関して

確保法が出来るとすぐに、公立夜間中学の新設が松戸・川口で決まりました。札幌や高知、宮城でも検討が進んでいます。さらに、京都、岡山、兵庫、福岡、甲府、旭川、相模原、町田、千葉でも義務教育未修了者の学習権保障を掲げ、自主夜間中学や夜間中学をつくる会が次々と設立されました。この出来事は全国に間違いなく基礎教育を求める方々が存在することを証明しています。また、この松明を掲げていただいたことで、この流れは、口伝やマスコミ等を通して全国にじわじわと拡大していくことはこの間の経過から間違いありません。

◆しかし、ニーズがないと報告している自治体もある。文部科学省の調査によると、

「ニーズは夜間中学入学の直接対象となる当事者から捉えることが最適であるが現実的には困難である。」「夜間中学に通う生徒の87%が「誰かに聞いて」夜間中学を認知しており、「自分で何かを見て知った」生徒は11%に留まる。」「夜間中学の指導者は 生徒募集の取り組みとして福祉関係施設、外国人支援団体、学校、フリースクールなど当事者が来訪する施設やその関係者に働きかけ、一定の成果を出している」「昼間の中学校、高校など応援者においても夜間中学の認知度は現状では低く、一般市民においては更に低い。」「不特定多数を対象としたはがきアンケートで、一般市民の中から夜間中学の当事者、支援者、応援者を発見できる確率は低く、大規模にはがきの設 置・配布を行う必要がある。」と、報告されている。潜在的な夜間中学での学習対象者の掘り起こしのためには、夜間中学に対する認識を広く一般に広めることが不可欠であることが明らかとなっている。国や地方自治体が率先して地道に息の長い広報活動を展開する義務を負うように、確保法の見直しをしていただきたい。また、

しっかりと調査をするとともに、国勢調査において、義務教育の未修了者の概数が把握できるよう、小学校・中学校の分離も含め、しっかりと対応してください。

◆都道府県に一つ夜間中学が出来たとしても、通うのには交通費が必要で、就学援助制度が不可欠です。また、学校給食法で規定されている給食の実施や健康管理のための養護教諭や校医の配置、健康診断、校内のエレベーターも含めてのバリアフリー化や安全・安心で充実した学校づくりになりますようお願いします。

また、都道府県に一つ夜間中学が出来たとしても、設置市以外から入学できない例が現状もあるので、都道府県市区を越えて入学を可能とすることをさらに強く打ち出した法に見直してください。

◆また、協議会設置の条文で「組織することが出来る」という規定では、ほとんど自治体は動かない。「日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数」も 夜間中学生分も算入して要求はするが、近畿地方では、基礎定数が配置され夜間中学はない。また、日本語指導のセンター校がある政令市においては、センター校への通級も夜間中学生は認められていない。

いろいろな課題はありますが、夜間中学の新設のみならず、夜間中学生が安心して学校生活がおくれ、学びを続けられますよう、よろしくお願いします。

⑦ 高橋 道和 文部科学省初等中等教育局長

みなさん、おはようございます。ただいまご紹介いただきました文部科学省初等中等教育局長の高橋でございます。文部科学省といたしましても、先ほどお話しのあった戎さんの「学ぶことによって心が満たされた、学びたい人が学べる場を！」という話はまさに教育行政の原点を示していただいたと思っております。

本日は文部科学省から横長の資料を準備させていただきましたのでそれに従ってご説明いたします。

資料の1～2頁にありますように、文部科学省は、教育機会確保法施行後、夜間中学に関する様々な取組を行ってきたところです。資料の3頁を御覧ください。

夜間中学未設置の自治体においてニーズの掘り起こしを行うには、夜間中学の存在を潜在的入学希望者に伝える必要があることから、文部科学省においては自治体が夜間中学に関する広報活動を行う際に活用できるフライヤーを作成し、各自治体に対して活用例を示しつつ配布等を行ったところです。是非ご活用ください。続いて、4頁を御覧ください。

我が国における今後の教育政策の方向性等をまとめた第3期教育振興基本計画が今年6月15日に閣議決定されました。第2期教育振興基本計画においては、「『貧困の連鎖』防止等に向けた多様な主体と連携した学習支援等」として「・・義務教育未修了の学齢超過者等に対して義務教育の機会を提供している中学校夜間学級に対する支援を引き続き行う。」との記載に止まっていたが、今回「夜間中学の設置・充実」として項立てがなされ、教育機会確保法第7条に基づく基本指針にも記載されたように「全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進する」旨などが明記されたところです。続いて、5頁を御覧ください。

各自治体において夜間中学の新規設置を進めるには、国勢調査における未就学者の数を踏まえつつ、ニーズを把握する必要があります。このことから、文部科学省は、これまで自治体を対象に行ってきた調査研究の結果を踏まえつつ、夜間中学の設置に係るニーズ把握の在り方を専門的に調査するため民間会社に委託し、月初め、その調査結果をガイドラインとして当省のホームページに公表したところです。ガイドラインにおいては、アンケートのサンプル等も示しつつ、具体的に夜間中学のニーズを保有又は把握していると想定されるのは、当事者である潜在的入学希望者のみならず、支援者であるその家族や友人、応援者であるサポートしている福祉関係者や外国人支援者などが考えられ、こうした方々に効果的にアンケートを実施することも重要であることなどが盛り込まれているところです。続いて、10頁を御覧ください。

平成29年1月に、自治体における夜間中学の設置に向けた検討が進むよう、また、既に夜間中学が設置されている自治体においても一層の希望者の受入れや指導の向上等が図られるよう、各種のデータを掲載するとともに、設置・運営上の工夫や具体的な事例等を紹介する手引を作成し、また、教育機会確保法第7条に基づく基本指針の策定等を踏まえ、昨年4月にも改訂したところですが、先程から御説明しているような内容等を反映するため、今回、第2次改訂を行いました。続いて、資料の11頁を御覧ください。

現在、夜間中学に通う生徒のうち約8割が外国籍の者であること等を踏まえ、夜間中学における日本語指導を充実するため、夜間中学に勤務する教職員等を対象とした研修会を初めて開催することといたしました。東京会場は7月30日月曜日の開催を予定しております。研修会当日は参加いただく先生方から事前にいただいた質問等を踏まえた内容となるよう、また、今回の研修会への参加が9月からの教育活動に活かしていただけるよう準備を進めているところです。

文部科学省といたしましては、これからも教育機会確保法等に基づき、夜間中学の設置・充実を図ってまいります。

⑧ 浮島 智子 夜間中学等義務教育拡充議員連盟 副会長

皆様改めましてこんにちは。議連の副会長を務めさせていただいている浮島智子でございます。本日は全国からこのように、研修会の交流会に参加していただきましたことに心から敬意を表したいと思いますとともに日ごろから夜間中学に対してご尽力をいただいていることに感謝したいと思います。わたくしも、このシンポジウムに参加することを心より楽しみにしておりました。実は2012年今から6年前、前池坊衆議院議員がこの夜間中学のことをしっかりとやっていかなければいけないと、第1回目のシンポジウムが開催され、その後勇退されたのでシンポジウムが開催されないことになったので、私の部屋に全夜中研の方々がいらしてどうかもう一回国会の中で超党派の国会議員でシンポジウムを開催していただけないかと相談されました。それは非常に重要なことだと考え、私も神戸で劇団を作っていて震災の後20年間続けています。障害の有無にかかわらず、自分たちの生活のお金があるないにかかわらず、才能がある内にかかわらず、みんなのやりたいことを、行い22年目に入ったところでございます。こうして教育の機会を開いていくことが重要である、という観点から、2013年8月6日ここ国会ですべての会派の皆様のお部屋に伺い、もう一度シンポジウムを開催したいというお願いをしました。以降毎年開かれるようになりました。どんどんと皆様のご理解をいただき、議連もでき法律も成立しました。今までの皆様方のご尽力に感謝申し上げます。今日も素晴らしい体験発表戎香里奈さん、前岡明里さん、私も聞いていて、今後も夜間中学の重要性ニーズをしっかりとわかっていただき、ひろげていかなければいけないという思いを強くしました。今日も国會議員の先生、地方議員の先生がいらしていただいている、皆さん的心を強固にしていただいたと私は確信しています。

本日は要望書をいただいているが前からも検討をさせてもらいました。

要望書1番 義務教育機会確保法の見直しについて、

- 1) 協議会については、これから議連を開き、しっかりと検討していただきたい。
- 2) は、自治体の判断となるが、連携をとってやっていかなければならないと感じる。
- 3) についても具体的な内容について、しっかりと検討していただきたいと思う。

要望書2番 既存の夜間中学の充実について、

- 4) 具体的な案について協議をはじめていきたいと思う。
- 5) 学齢超過者の就学援助が行われるよう、進め方について議連の中で検討していく。
- 6) 給食も自治体の判断なのでしっかりと勉強していかなければならないと思う。
- 7) バリアフリー化は重要な事なのですすめていくように検討していただきたいと思う。

要望書3番 夜間中学のニーズ調査

やっていく方向で議連も動いていきたい。シンポジウムの開催もやっていきたい。

要望書4番 自主夜間中学等学習支援ボランティア団体に対する支援

議連として動いていきたいと思っている。できることは進めていきたいと思う。
文科省も、事例がないからできないではなくて、やれることをやっていってほしい。

これからも夜間中学の皆さんとともに、人に光をあてる教育を、議連としてもやっていきたい。今後とも現場のお声をいただけるようにお願いします。

2018年(平成30年)7月27日

夜間中学等義務教育拡充議員連盟
会長 馳浩衆議院議員 様

義務教育を十分に受けていない人々に対する 教育保障を前進させるための要望書

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、「義務教育機会確保法」あるいは単に「法」と略す）および同法第7条にもとづく「基本指針」、その他これに関連する諸法令等の整備が相当程度進んだことに感謝申し上げます。そしていくつかの地方公共団体が来年度から公立夜間中学を開設する方針でその準備を進めていることは大きな前進です。しかしながら、義務教育の段階における普通教育に相当する教育（以下「義務教育相当教育」と略称する。）を十分に受けていない人々に対する教育保障にはまださまざまな課題が残されています。私たちがとくに重要と考える課題を、下記のとおりまとめましたので、これら課題の解決に向けいつそうご尽力くださるよう要望いたします。

記

1. 義務教育機会確保法の見直しについて

- (1) 義務教育未修了者の学ぶ場を保障する「協議会」の設置が進んでいません。法第15条第1項の協議会に関する規定を「組織することができる」から「組織するよう努めるものとする」に改めてください。
- (2) 自治体の違いから、近辺に夜間中学があっても通えない状況が頻発しています。法第6条に第2項を付け加え、「前項の施策にあたっては当該地方公共団体以外の住民をも対象とする広域対応の実現に取り組む。」という規定を置いてください。
- (3) 法第14条の「夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」に第2項を付け加え、「前項の措置においては、同項の就学希望者の個別の実情に対応して義務教育相当教育の実質が保障されるように配慮するものとする。」という規定を置いてください。また、在学年限についても柔軟に設定できるような制度にしてください。

2. 既存の夜間中学の充実について

- (4) 小学校課程・中学校課程・日本語指導等の多様な教育活動が求められる

夜間中学の実態を考慮し、夜間中学の独自の教員定数を確立するため、公立義務教育諸学校学級編制教職員定数標準法を改正してください。また当面「日本語加配」や「小学校課程加配」の特別措置を講じて下さい。

- (5) 夜間中学等において就学している学齢超過者に対しても学校教育法第19条と同様の就学援助が行われるよう、法律にその規定を置いてください。
- (6) 夜間中学等において学校給食法が規定する給食またはそれに準じるもののが実施されるよう、制度上の施策を講じてください。
- (7) かつて、就学の機会を得られなかつた障がい者や高齢者に配慮した通学介助（車椅子や車）や、学校内の移動がスムーズにできるような「学校のバリアフリー化（エレベーター・スロープ等の設置）」を一日も早く実現して下さい。

3. 夜間中学のニーズ調査・広報等について

- (8) 2020年の中間国勢調査において義務教育未修了者数を算出できるよう、調査票の教育欄における「小学」と「中学」を分離して記載できるようにしてください。
- (9) 義務教育未修了者は「学び直し」ができることが市民の常識になるように、厚生労働省が残留孤児問題の理解のために行っている、全国各地でのシンポジウムの開催も参考に広く市民・国民に浸透するよう、広報を抜本的に強化してください。

4. 自主夜間中学等学習支援ボランティア団体に対する支援

- (10) 国や地方公共団体における「教育機会確保」の施策を側面から支える自主夜間中学の学習支援ボランティア活動に対し、「施設の無料提供」や「ボランティア及び学習者募集への協力」などの施策を積極的に行って下さい。

7.27 夜間中学等義務教育拡充議員連盟・
全国夜間中学校研究会共催
研修交流会参加者一同

閉会挨拶

笠 浩史 夜間中学等義務教育拡充議員連盟 事務局長

みなさん今日は本当にご参加いただき、また様々な私共にご提言、現場の状況などをお聞かせいただけましたことに心から感謝とお礼を申し上げます。

また、今この要望書を受け取りました。しっかりと馳会長のほうにも伝えたうえで、臨時国会が始まったころ、この超党派の議員連盟を、開いて具体的にどのような見直しをしていくのかということを、一つ一つできることは実行していくということを最後にお約束申し上げたいと思います。

やはり一人一人皆さん方が学ぶことができる、あるいは義務教育がしっかりと終えることができる、その中に、人生の喜びを感じていくことができる。

今日もですね、本当に卒業生の方々の話の中には多くの皆さんが心打たれた点があろうかと思います。そういった、閣議決定で政府は47都道府県に少なくとも1校は夜間中学をつくることを決定しているのでございまして、我々はこれをしっかりと実現に向けて後押ししていくようにすることをお約束して本日の会を閉じさせていただきたいと思います。

本日は本当にありがとうございました。

参加国會議員、地方議員、(秘書代理出席含む)

番号	名前(敬称略)	所属
1	河村 建夫	衆議院議員・夜間中学・フリースクール合同議連会長
2	馳 浩	衆議院議員・議連会長・秘書 天野健太郎
3	笠 浩史	衆議院議員・議連事務局長
4	浮島 智子	衆議院議員・議連副会長
5	畠野 君枝	衆議院議員・議連副会長
6	神本 みえこ	参議院議員・議連副会長
7	吉川 はじめ	衆議院議員・議連副会長・秘書 伊藤 剛
8	道下 大樹	衆議院議員・議連副会長・秘書 佐藤陽子
9	富田 茂之	衆議院議員・議連顧問・
10	川田 龍平	参議院議員・秘書 稲見圭
11	古賀 之士	参議院議員・秘書 森島貴浩
12	山下 芳生	参議院議員・秘書 中島敬介
13	あべ 俊子	衆議院議員・秘書 大西千恵子
14	山本和嘉子	衆議院議員・秘書 大野拓夫
15	神田 憲次	衆議院議員・秘書 小野寺浩太
16	佐藤 章	衆議院議員
17	佐々木隆博	衆議院議員・秘書 鬼ヶ原克志
18	大河原まきこ	衆議院議員・秘書 塩田三恵子
19	大西 章英	浮島智子秘書
20	大塚 照代	神本みえこ秘書
21	児玉 善彦	畠野君枝秘書
22	田辺 華菜	衆議院議員 稲津久事務所
23	秋山 博子	焼津市議会議員
24	宮田 敬子	市民ネットワークちば夜間中学プロジェクト
25	高埜 栄治	鉢田市議会議員

議員 25 名の他、約 120 名の参加があり、合計約 145 名参加

特徴として、北は北海道から南は九州まで各地の自主夜間中学関係者の参加が非常に多かつた。特に「あつぎえんぴつの会」「つるみえんぴつの会」「えんぴつの会」「ちば夜間中学をつくる会」「神奈川・横浜の夜間中学を考える会」「川口自主夜間中学」「埼玉に夜間中学を作る会」「ひょうご夜間中学をひろげる会」「福岡市よみかき教室」「福島に公立夜間中学をつくる会」「北海道に夜間中学をつくる会」「札幌遠友塾自主夜間中学」「柏自主夜間中学」「相模原の夜間中学を考える会」「松戸市に夜間中学をつくる市民の会」「夜間中学校と教育を語る会」などから多くの方々の参加がありました。

7.27 研修交流会 感想文・アンケート

- * はじめて全国レベルの会に参加しました。川口市や松戸市などが、本当に設置に向けて実働することや、他県でも設置に向けての動きが報告され、力をいただきました。夜間卒業生の2人の話も、持ち帰って福岡の生徒さん方にも、知らせていきたいと思っています。

福岡「よみかき教室」石田律子

- * 福岡で活動していく上で、たくさんのエネルギーをいただきました。ありがとうございました。
福岡でも取り組みを強化してがんばっていきます。

福岡「よみかき教室」河東嘉子

- * 文科省もですが、法務省に対しても再犯防止、立ち直り支援のため夜間中学を広報して欲しい。

文教大学 矢作由美子

- * 初めての参加で、大変参考になりました。全国の取り組みの現況、ならびに課題について認識することができました。ありがとうございました。

無記名

- * 全国で同じような悩みを抱えながら活動していらっしゃる方々の生のお話をうかがえて勉強になりました。色々なニーズを持った学習を希望する方達に、充分な支援ができるように地方自治体と国が積極的に動いてくださると嬉しいです。夜間中学校卒業生の戎さん、前岡さんのお話は、今日来た意味があると強く思わせて下さいました。日本に暮らしている方達全ての人に学習したいとき、学習できる場所を提供できること、その方のタイミングに合わせて、心配なく学習できる方法があると誰もが簡単に知ることができること、全ての人に居場所ができることが肝要かと思います。

県立（都、道、府）立の夜間中学を全国に開設できるよう希望します。

あつぎえんぴつの会 内藤優子

- * これから千葉市で自主夜間中学を始めようと動き始めました。全国のさまざまな経験や法律の見直しの視点を理解することができました。卒業生のお二人の話は学ぶことの大切さ、多様な学びの場があることの大切さを改めて感じました。

ちば夜間中学をつくる会 竹内悦子

- * 全国を見渡した内容で、大変勉強になりました。ちば夜間中学をつくる会はこれからです。会につどう若い人たちを連れてきたかったです。

ちば夜間中学をつくる会 宮田敬子

- * 卒業生2名からの報告に感動しました。一人はフィリピン人、一人は日本人の不登校の生徒で、立場も年齢も大きくちがうが、それぞれの学びに対する思いに心を打たれた。本校の在校生と比べるのもどうかと思うが、2人と同じ思いを持って夜間中学に通って来ているのであろうか。もう一度一人一人の生徒に寄り添って教育にあたろうと再確認しました。

無記名

- * 研修交流会の開催ありがとうございました。多様な関係者が参加し、情報交換したことは大きな意味がありました。この集いを第一歩に「法律の見直し」「施策の前進」を大いに期待します。全国のみなさんとの力を合わせてがんばりましょう。

夜間中学校と教育を語る会 関本保孝

- * みなさまのご努力に敬意を表したいです。戎さんのスピーチははとてもすばらしく、ぜひ国連の場でも実現できればと心から思います。松戸市の入学条件にある「生活に支障のない方」規定は大問題だと思いました。学校に生徒をあわせるのではなく、全ての生徒にあわせた学校作りを模索すべきである。夜間中学という「生き延びるために必要な場所に制限が設けられないよう、しっかりチェックしなければならないと思いました。私も微力ながら努力いたします。

東北大学 江口怜

- * 二人の卒業生の胸を打つ言葉に改めて感動しました。自主夜間中学のボランティアを続けていくエネルギーになるものでした。
柏自主夜間中学 朝倉賢司

- * 静岡で夜間中学のニーズ調査が改めて行われると聞いて安心した。松戸でチラシ配布数万枚、回覧板1万枚以上とはすばらしい。卒業生の戒さんの体験談には胸を打たれた。早く日本中に夜間中学をまんべんなく作って基礎教育の保障を世界中にも広めたい。竹島さんのニーズ調査はつくってからやって欲しいという意見に全面的に賛成です。給食について、昼の生徒にコンビニがあるでしょうとは言わない。というのはその通りだと思った。 福島に公立夜間中学をつくる会 大谷一代

- * 参加して本当に良かった。特に卒業生の話、職員さんの協力の話・・・実行してもらいたい。様々な問題があるが、生徒側に立った視点をもっとも重視してほしい。(要望書の実現にむけて)
川口自主夜間中学 中野俊夫

- * 研修交流会ありがとうございました。来年、川口と松戸に新たに夜間学級が開設されることを嬉しく思います。一人でも多くの義務教育未修了者または、学び直しを求める人のそばに夜間学級ができるのを望みます。夜間中学につながっても入学に至らなかった人の統計はあるのでしょうか。何が原因で入学できなかつたのか、様々なニーズがあるので気になります。全てを夜間中学で対応することは難しいと思いますが知りたいです。また、途中でやめた生徒についても、その理由がわからると、今後の夜間中学のあり方として参考になると思いました。 夜間中学卒業生 土屋裕子

- * 83歳の男性受講生が初めて一行詩を書いてくれました。「学ぶことで知識を得ることで生きることの尊厳を知ることができた。」と。また、97歳の車いすの女性は「今年も私がんばります」と書きました。その一行に学ぶことの喜びがあふれていますと感じました。始めの会には自分で歩いて行くようになりました。「音楽も絵も理科も勉強したいなあ」の声にはもっともっと色々なことを学びたいとの思いがあるようです。20代、30代の受講生も何人かいます。彼、彼女達が早く、公立の夜間中学で自分を花咲かせ手欲しいと思います。交流会に参加でき、またスタッフとして私もがんばります。
札幌遠友塾スタッフ 浦田修一

- * 卒業生の体験発表は感動的でした。学びを必要としている人が夜間中学に来られるように、様々なハードルを下げていかなければと思います。全国に夜間中学が設立されるように願っています。
墨田区立文花中 小川一子

- * 要望書が川口や松戸の開設にも活用できるようにしていただけるとありがたいです。教員配置は生徒数に関係なく九教科で配置できるようにしていただきたい。教師が多様な生徒さんに対応できる資質を高められる研修を充実してもらいたい。
松戸自主夜間中学 古賀芳夫

- * 卒業生お二人のお話がすばらしかった。夜間中学のすばらしさを再度確認できた。法制定以降、少しずつ進んでいることが確認できた。松戸や川口がかなり話し合いが進んでいることがわかって嬉しく感じました。本当は論議ができれば良かったのですが発言者から多くの示唆をいただけました。帰ってから、詳細に検討したいです。
元夜間中学教員 黒川優子

- * 「全国に夜間中学を」法律ができても実を結ぶのは時間がかかるものだとつくづく思いました。要望書の中味はその通りだと思います。2人のかたの体験発表、胸にじんときました。こうした集いをあちこちで開く必要を感じます。道のりは決して易しくはないけれどあきらめずに進みましょう。
無記名

- * これからもと思いを強く持っております。学びを求めている人びとのために、是非この動きが実現に持って行けるようにと念じております。まず、自主夜間中学で実践することの中に自分を置き、力を尽くしていきたいとおもっております。ぜひ、学びを求めている人びとのために、これからも皆で力を合わせていきたいという思いを強くいたしました。 つるみえんぴつの会 河合啓子

- * 本日は貴重なお話をありがとうございました。私は難民の人たちへの日本語教育を長年やってきている中で、難民の人たちが多数、夜間中学にお世話になり、その後の人生が変わりました。ありがとうございました。何かできることをしたいと思い、本日もうかがいました。今後ともどうぞがんばってください。 公益社団法人国際日本語普及協会（AJALT） 関口明子

- * 初めての参加です。教育機会確保法ができる、川口市や松戸市に夜間中学校が開設されるがまだまだ課題があるのだと認識しました。そのほかの自主夜間中も色々な問題に直面しており、なかなか前進しない歯がゆさを感じました。卒業生の作文も「学びたい」がよく伝わりました。国が率先してやっていただきたいなと思いました。自治体だけでは動かないです。現場も安心して生徒達に学びをしていきたいです。 東大阪市立長栄中夜間学級 渡邊 学

- * 卒業生お二人の学ぶ喜びを語る言葉に心から感動すると同時に、全国の学びを求める人たちに一刻も早く、夜間中学校で学ぶ場を開いて行かなければならぬと強く思いました。このような交流会が今後も有り続けていくことを望みます。そして自分も微力ながらこの活動に教員市民、学習者の立場から継続的に参画し、憲法の保障する学習権並びに幸福追求の権利が夜間中学の存続、拡大、と不可分のものであることを、周囲の人たちと確認し合いながら、皆様とともに教育の仕事に尽力していきたいとおもいます。本日は本当にありがとうございました。 えんぴつの会 宮根一彦

- * 今回参加させていただき、今後の夜間中学校の設立に向けて方向性がわかりとてもよい機会となりました。相模原市は多くの外国人の来日が多く、国際交流ラウンジでたくさんの方方が学んでおります。こうした状況下において、無料塾に通っている子ども達にも「学びの場」を広げていければと思っていますのでよろしくお願ひします。 相模原の夜間中学校を考える会 萩原博幸

- * 特に夜間中学卒業生二人のお話が良かったです。学ぶことが生きていく上で大切なものになることつまり、夜間中学の存在が日本の大きな宝であることが実感されました。一県に一校以上の夜間中学を本当に実現させていくために、この集会が大きな力になるよう願っています。法律は作っただけでは力にならない。市民の願いを議員の皆様方、もっともっとバックアップしてください。 つるみえんぴつの会 三階泰子

- * 基礎教育の保障に向けて、実に大切な法律の見直しの動き、最適な方向に展開することを心から祈っています。夜間中学卒業生の方方の経験（知）を踏まえた報告、実に印象深く心に響きました。また、そうした学習者のかたがたの声を踏まえた工藤さん、野川さん、榎本さんたちの報告提言もわかりやすく、実践的であったと思います。是非、三人の方方の思いを実現できるような法律の改正、国勢調査、ニーズ調査の実現を期待しています。 国立国語研究所 野山 広

- * 時間をたっぷり用意していただきたかった。全国から集まっている方がわざか一時間30分で報告し聞くというのは、あまりに拙速。大変中味がある報告が多くあるにもかかわらず時間がおしていると督促するのでは本末転倒。せめて半日、4～5時間は必要。（できれば1日、2日でも）参加者が理解するのが目的のはず。この会はだれのためのものなのですか。現実を知らない、一般市民の方方に伝えるために開いたのではないでしょうか。全体的に通り一遍で、そつなくこなせばいいという雰囲気が感じられ納得がいかない。卒業生二人のあのように心に訴えるメッセージがあるのに狭い空間で「お疲れ様」はないでしょう。残念な会でした。 川口自主夜間中学 牧野健宏

全国夜間中学校研究会 事務局よりの報告

7. 27 全国に夜間中学の開設を！研修交流会 報告

みなさん、ご協力いただきありがとうございました

超党派の夜間中学等義務教育拡充議員連盟（以下、「議員連盟」）の国会議員の方々をはじめ、地方議員、夜間中学校・自主夜間中学の関係者など、約140名の様々な分野の人の参加で、衆議院第1議員会館で行いました。

議員連盟・笠事務局長の挨拶ではじまり、2019年度に夜間中学校の開校予定の川口市、松戸市の自主夜間中学からの報告、ニューカマーや不登校経験のある夜間中学卒業生

の話、全夜中研、文部科学省、議連からの話など大変内容の濃い交流会にできました。

2019年度に義務教育機会確保法は、法に規定した「3年後の見直し」を迎ますが、交流会に参加された各団体の意見を踏まえ、交流会参加者一同で議員連盟・笠事務局長に「法の見直しに向けた改善要望」を

手渡しました。

また、文部科学省初等中等教育局高橋道和局長より「全都道府県に一校以上の公立夜間中学を開設する」ことが、閣議決定されたとの報告も聞きました。大変重要な情報であり、今後さらに公立夜間中学開設に進む未設置自治体が増えるものと思われます。

議員連盟のかたがたをはじめ、みなさんのご協力で、研修交流会が実り多いものとなりましたことを心よりお礼申し上げます。今後とも、全夜中研へのご理解とご支援をよろしくお願いします。

なお、議員連盟に手渡した要望書を添付しますので、ご確認ください。

（全夜中研事務局）

※※お詫び※※

会の途中、配布された要望書と全国夜間中学校研究会・副会長がよみあげた要望内容の文言が、手違いで少し違っていました。議員連盟に提出された要望書は、参加されたみなさんに配布しているものです。ご確認ください。どうも、すみませんでした。

夜間中学「法見直し」に向け議員連盟と意見交流(東京・千代田区)

夜間中学の設置・拡充を求めた教育機会確保法の施行から約2年を受け、各地の動向や制度改善について考える意見交流会が7月27日（金）、東京都千代田区永田町の衆議院議員会館で行われました。



夜間中学は戦争の混乱や不登校など、様々な事情で義務教育を修了していない人たちが学ぶ場所。義務教育未修了者は政府推計でも全国に約70万人以上いるとされていますが、そうした人たちの教育保障の場となる公立夜間中学は現在8都府県に31校しかありません。こうした実態を受け、超党派の国會議員による議員連盟を中心に法整備が進められ、教育機会確保法（※）が2016年に国会で成立しました。

教育機会確保法成立を受け、最初に設置に向けた動きを見せたのが埼玉県川口市と千葉県松戸市です。2市とも来年4月の公立夜間中学開校が決定されています。ともに30年以上にわたり、ボランティア団体が「自主夜間中学」として地域の学び直しをフォローしながら、設置団体を設立して自治体との交渉を進めてきました。

それぞれ生徒募集を始めていますが、開校に向け、いくつかの課題も残るようです。川口市立芝西中学校陽春分校での開校を控える川口市について、報告を行った「埼玉に夜間中学をつくる会」代表の野川義秋さんは、入学条件や養護教諭の配置、就学援助の問題など複数の課題を指摘。給食についても実施の予定がなく、野川さんは「日中働いて学校へ来て、腹ごしらえもしないまま学ばなければいけないのは、生徒たちの学ぶ条件として好ましくない」と話し、今後も行政に要望を出していくと話しました。

松戸市立第一中学校みらい分校については、入学資格の中に「みらい分校の生活に支障のない方」との記載があります。これについて「松戸市に夜間中学校を作る市民の会」代表の榎本博次さんは、「障害を持っている方は難しいですよということになります。この問題についても私たちも声を上げて、希望される方には相談に乗りたい」と話しました。

所管する文部科学省はこの日、教育機会確保法施行後の取組みについて報告を提示。今月上旬には各自治体で進められていたニーズ調査の結果をガイドラインとして公表しており、ま

た、この日の14時には、設置拡充に向けての手引き（第2次改訂版）を文部科学省HP上で公表するとしました。報告を行った文部科学省初等中等教育局の高橋道和局長は、6月に閣議決定された第3期教育振興基本計画の中に「すべての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置」される文言が盛り込まれたことを挙げ、「これまででも文科省決定として基本指針には盛り込まれていたが、今回は政府としての意思決定。各都道府県はじめ地方公共団体に対しても影響力をもつものとなる」と話しました。

夜間中学拡充には、行政や支援団体等の連携が必要不可欠となります。同法15条では、各都道府県と市町村が就学機会の提供等について調整を行う「協議会」の設置について明記されていますが、多くの自治体で設置が進められていないのが現状です。また、設置がされても十分に機能していない実態もあります。川口や松戸と同様に30年近く設置運動を続けていた北海道札幌市の現状について、「北海道に夜間中学をつくる会」代表の工藤慶一さんは、「現行の協議会にはいくつか課題がある」と指摘。「支援を行う民間団体を構成員に入れていない、知事や市町村長の参加が皆無であることから、法律に則った協議会が一つもない」と訴えました。



法施行から様々な課題や改善点見えてくる中、主催者で全国の夜間中学校関係者で組織される「全夜間中学校研究会」ほか関係者より、元文部科学大臣で夜間中学等義務教育拡充議員連盟会長の馳浩議員宛てに要望書が提出されました。馳議員の代理で要望書を受け取った笠浩史議員は、「次の臨時国会が始まった頃には改めて議員連盟を開き、具体的にどのような見直しをしていくのか、一つ一つできることを実行していくとお約束したい」と話しました。

●夜間中学の基本的な内容、実態を知るガイド

⇒『全国夜間中学ガイド』について

(※)義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律

不登校児童生徒や義務教育未修了者の教育機会確保を目的とした法律。超党派の国會議員で組織されたフリースクール等議員連盟、夜間中学等義務教育拡充議員連盟によりそれぞれ法整備が進められ、2016年12月に成立した。公立夜間中学の設置、拡充を目指した条文が明記されたほか、不登校児童生徒の「休養の必要性」やフリースクールなど「多様で適切な学習活動の重要性」についても明記された。



全国に夜間中学校の開設を
求める集会の参加者=7月
27日、衆院第1議員会館

現在、公立夜間中学
は8都道府県に31校あ
ります。同法成立後、
埼玉県川口市と千葉県
松戸市で2019年4
月に開設が決まりまし
たが、十分とは言えま
せん。

神戸市立丸山中学校
西野分校卒業生の戎
(えびす) 香里菜さん
(40) はフィリピン出
身。夜間中学を卒業
し、現在は定時制高校
3年生です。

日本人の夫と出会
い、子育てをしながら
学しました。

さまざまな理由で義務教育を受けられなかつた人たちの「学び直しの場」と言われる夜間中学校。2016年12月から「教育機会確保法」のなかで、自治体に就学機会の提供などを義務付けましたが、課題は多くあります。

交流会で卒業生「人間らしく生きるため」

現在、公立夜間中学
は8都道府県に31校あ
ります。同法成立後、
埼玉県川口市と千葉県
松戸市で2019年4
月に開設が決まりまし
たが、十分とは言えま
せん。

幼いころから食べて
いくことに必死で、両
親の離婚後は親戚中を
たらいまわしにされた
という戎さん。「希望
のない生き地獄のよう

な生活は、教育を受け
て来られなかつたか
ら。この不運の連鎖を
私で断ち切りたい」と
いいます。

日本共産党の畠野君
枝衆院議員が参加し、
「超党派で取り組んで

超党派の国会議員でつ
くる夜間中学等義務教
育拡充議員連盟の研修
交流会(7月27日)に
参加し、「学ぶことは
生き延びること。人間
らしく生きるために教
育は不可欠」と静かに
語り始めました。

全国夜間中学校研究
会は同法の見直しとし
て、△近隣自治体の夜
間中学にも通えるよう
規定を加える△独自の
教員定数を確立するた
めの法の改正△給食の
実施△実態把握のため
国勢調査にある教育欄
の「小」「中」を分離す
るなど10項目の要望
書を同議連事務局長の
笠浩史衆院議員(無所
属)に手渡しました。

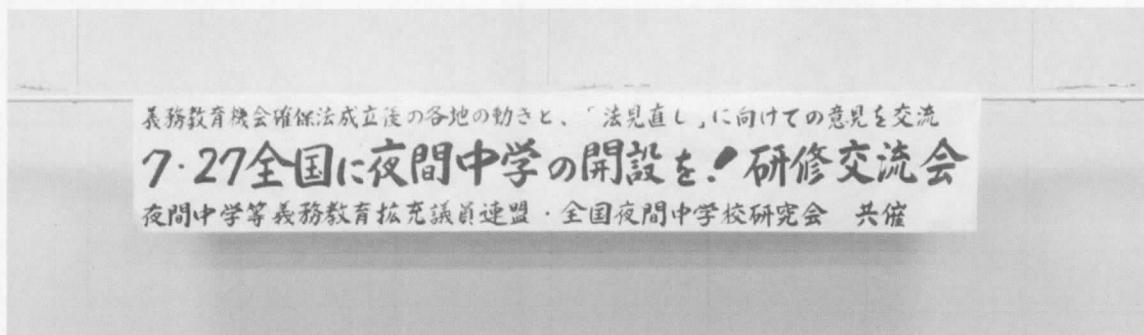
日本共産党の畠野君
枝衆院議員が参加し、
「超党派で取り組んで

夜間中学拡充さらに 研究会が関連議連に要望書

「子どものころから
25年間、勉強したいと
心の奥で叫んでいまし
た。これから大学に進
学し、国連で働いて、
私のような境遇の人の
力になりたい。学び直
しを望む人が学校に行
けるようにして」と訴
えました。

全国夜間中学校研究
会は同法の見直しとし
て、△近隣自治体の夜
間中学にも通えるよう
規定を加える△独自の
教員定数を確立するた
めの法の改正△給食の
実施△実態把握のため
国勢調査にある教育欄
の「小」「中」を分離す
るなど10項目の要望
書を同議連事務局長の
笠浩史衆院議員(無所
属)に手渡しました。

20180727 にほんごぶらっとニュース



「全国に夜間中学の開設を」—永田町で政治家と教師の研修交流会

超党派の夜間中学等義務教育拡充議員連盟と全国夜間中学校研究会共催の「全国に夜間中学の開設を！研修交流会」と銘打ったイベントが7月27日、東京・永田町の衆議院第一議員会館であった。様々な事情で義務教育を受けられなかった人たちのために新たな学びの場として夜間中学を1県に1校つくろう、という取り組み。報道では与野党対立が強調されることが多いが、そこには議員が党派を超えて連携し、100人を超える教師らと交歓する珍しい光景があった。

義務教育議連が法案を作成し、2016年12月に成立した義務教育機会確保法。この法律によって文科省が見て見ぬふりをしてきた夜間中学が大きな注目を集めようになった。夜間中学の教師たちが議員会館に足を運び熱心に政治家に働きかけた。政治の側もその熱意にしっかりと応えてできた法律だ。業界団体の場合は、業界の利益のため政治家に献金や選挙応援と引き換えに法律の制定や改正をしてもらうケースが多いが、夜間中学の拡充で喜ぶのは教育に恵まれなかつた立場の人たちだ。機会確保法では「国籍を問わず」に夜間中学で教育を受ける権利を保障。その多くが投票権のない外国人だ。研修交流会には義務教育議連事務局長の笠浩史衆院議員をはじめ、浮島智子、畠野君江両衆院議員と神本美恵子参院委員の3人の副会長、河村建夫衆院議員の計5人の国会議員が姿を見せた。このほか、静岡県焼津市と茨城県鉾田市の市議も駆け付けた。会長の馳浩衆院議員は急な所用のため参加できなかつたが、国会が閉会中にもかかわらず、会場は議員と教師らの熱気がムンムン。冒頭あいさつした笠事務局長は機会確保法に「3年後見直し」の規

定があることから、「法律をしっかりと充実させた行くために法改正が必要なのか、どういう施策がさらに必要なのか、ということを超党派で国会の場でもしっかりと取り上げていきたい」と述べた。



義務教育を受けられなかった人は全国に百数十万人いると推定される。しかし、公立の夜間中学は8都府県に31校あるだけ。北海道、東北、中四国、九州には1校もない。法律ができて2年近く時間が経過し、ようやく埼玉県川口市と千葉県松戸市に近く夜間中学が開校する見通しとなったが、まだまだ不十分だ。あくまで1県1校、さらには夜間中学の質的向上が目標だ。

こうした中で政府は6月に夜間中学の設置・充実の方針を盛り込んだ「教育振興基本計画」を閣議決定した。基本計画には「夜間中学の設置促進」が盛り込まれた。法律の制定とそれを受けた活動の強化によって徐々に成果も表れている。研修交流会には不祥事続きで世間の批判を浴びている文部科学省から高橋道和初等中等教育局長ら幹部が出席し、夜間中学の施策の充実に向けて決意を述べた。

また、研修交流会では政治家や教師たちのスピーチのほか、夜間中学の卒業生2人が体験談を語った。その中で夜間中学という学びの場があることが人生の大きな糧となったと振り返り、学びの場を充実させることの重要性を語った。最後に研究会側から笠事務局長に「義務教育を十分に受けていない人々に対する教育保障を前進させるための要望書」が手渡された。

石原 進(いしはら・すすむ)



30文科初第739号
平成30年8月22日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和

(印影印刷)

第3期教育振興基本計画等を踏まえた夜間中学等の設置・充実に
向けた取組の一層の推進について（依頼）

夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、外国籍の者等の教育を受ける機会を保障するための重要な役割を果たしています。

平成28年12月に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）」（以下「法」という。）第14条においては、全ての都道府県及び市町村に対して、夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられました（別添1参照）。また、法第7条に基づき策定した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月31日文部科学大臣決定）」（以下「基本指針」という。）において、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、また、その上で、さらに各地方公共団体においてニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に規定する都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置・活用、広報活動などを推進することとしております。（別添2参照）。しかしながら、夜間中学は、現在、全国8都府県25市区に31校の設置に止まっています。

このような中、今後5年間の政府における教育政策の目標等を示す第3期の教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）（以下「第3期計画」という。）において、政府は教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することされております（別添3参照）。

つきましては、各教育委員会において、法及び基本指針並びに第3期計画を踏まえ、夜間中学等の設置・充実に向けた取組の一層の推進を図るようお願いします。

特に、夜間中学未設置の都道府県及び市町村においては、効果的なニーズ把握の方法等についてモデルを提示するなどして本年7月に改訂を行った「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】（第2次改訂版）」（別添4参照）や、法第15条に基づく協議会を設置・活用するため都道府県において域内の市町村とともに就学機会提供に係る

役割分担の在り方を検証する調査研究（別添5参照）を活用するなどして、夜間中学等の設置を含む就学機会の提供等の必要な措置を早急に講ずるようお願いします。

その際、域内のニーズの状況によっては、都道府県立の夜間中学を設置することにより、広域に存在する入学希望者を受け入れることも考えられます。平成29年4月1日に「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、都道府県が夜間中学を設置する場合においても教職員の給与及び報酬等に要する経費が国庫負担の対象に加えられました（別添6参照）。

なお、都道府県が夜間中学を設置する場合の施設整備に要する経費については、従前より「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に基づき、市町村が設置する場合と同様に国庫負担の対象となっています。

また、各教育委員会においては、第3期計画を受けて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定又は見直しを行う際は、第3期計画に「夜間中学の設置・充実」が盛り込まれたことを参照くださいと併せてお願いします。

各都道府県教育委員会におかれましては、域内の市区町村（指定都市を除く。）教育委員会に対してこれらのことと周知くださるようお願いします。

（添付資料）

- 別添1 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）
- 別添2 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（抄）
- 別添3 第3期教育振興基本計画（抄）
- 別添4 「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】（第2次改訂版）」について
- 別添5 平成30年度「夜間中学の設置推進・充実事業」第2次公募の実施について
- 別添6 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の概要

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室 大類、上久保
電話 03-5253-4111（内線3745、3175）

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

I. 総則（第1条～第6条）

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわりなく、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II. 基本指針（第7条）

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第8条～第13条）

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等（第14条・第15条）

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる
構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

V. 教育機会の確保等に関するその他の施策（第16条～第20条）

- 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
- 2 国民の理解の増進
- 3 人材の確保等
- 4 教材の提供その他の学習の支援
- 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備

VI. その他

- 1 公布日から2月後に施行（IV.は、公布日から施行）
- 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる
- 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（抄）

(平成29年3月31日 文部科学大臣決定)

【夜間中学に関する主な記載を抜粋】

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

夜間中学等における就学の機会の提供等については、次に掲げる施策等を実施する。

(1) 夜間中学等の設置の促進等

法第14条では、全ての地方公共団体に夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられている一方、平成28年度現在、夜間中学は8都府県25市區31校の設置に止まっている。このため、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、また、その上で、更に各地方公共団体においてニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に規定する都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置・活用、広報活動などを推進する。また、平成29年度から新たに、市町村が設置する場合だけでなく、都道府県が設置する場合においても、夜間中学等に係る教職員給与費の3分の1を国庫負担することとしたところであり、都道府県立によるものも含め、夜間中学等の設置を促す。

(2) 既設の夜間中学等における教育活動の充実

既設の夜間中学等における教育活動の充実が図られるよう、個々の生徒のニーズを踏まえ、小学校段階の内容を含め生徒の年齢・経験等の実情に応じた教育課程の編成ができると明確化するとともに、必要な日本語指導の充実を図る。

(3) 自主夜間中学に係る取組

ボランティア等により自主的に行われているいわゆる自主夜間中学についても、義務教育を卒業していない者等に対する重要な学びの場となっており、各地方公共団体において、地域の実情に応じて適切な措置が検討されるよう促す。

(2) 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ

夜間中学等については、戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した者に対して教育の機会を提供してきた。現在、このような義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者、また、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校等で学び直すことを希望する者を受け入れ、教育機会の提供を行うことが期待されている。

さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で夜間中学等で受け入れることも可能である。

引き続き、各地域の実情を踏まえつつ、法第15条に規定する協議会の活用や必要な環境整備の推進などにより、夜間中学等における教育活動を充実させるとともに、受け入れる生徒の拡大が図られるよう取り組む。

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、次に掲げる施策等を実施する。

(1) 調査研究等

不登校児童生徒の状況や夜間中学等の現状等について、その実態を踏まえた施策の推進が可能となるよう、教育委員会や学校現場の負担にも配慮し、調査の内容や方法の改善を図りつつ、継続的に調査研究や結果の分析を行うとともに、全国の好事例を収集し情報提供を行う。

(2) 国民の理解の増進

法の趣旨や本基本指針の内容、不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等の活動等について、政府の広報誌、文部科学省ホームページ、手引きの作成・配布、説明会の実施等を通じた広報活動を推進する。

(3) 人材の確保等

不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等に携わる教職員に対し、教育機会の確保等に関する理解等を深めるための研修の充実を図るほか、教員の養成においても、これらの知識や理解を深める取組を推進する。また、児童生徒一人一人に対するきめ細やかな指導が可能となるよう、教職員の体制充実に加え、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなど専門スタッフの配置を充実する。

(5) 相談体制等の整備

不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等に関する様々な情報の提供を積極的に行うとともに、不登校に関する相談等に対応できるよう、関係機関、学校及び民間の団体の間の連携による相談体制の整備を推進する。

第3期教育振興基本計画（抄）

平成30年6月15日
閣議決定

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供

○夜間中学の設置・充実

- ・学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】(第2次改訂版)」について

【改訂の趣旨】

平成29年4月の改訂版作成以後、第3期教育振興基本計画の閣議決定（平成30年6月15日）や、夜間中学等に関する実態調査の実施（平成29年11月公表）、教育委員会の担当者向けの夜間中学説明会の開催、ニーズ調査の手法等についての調査研究の実施、広報フライヤーの作成等、文部科学省において夜間中学の設置・充実に関する新たな取組を行った。

こうした動きを踏まえ、夜間中学の設置・充実に資するよう、平成30年7月、2回目の改訂を行ったものである。

【主な改訂内容】

I 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等

→ 都道府県や市区町村における夜間中学や協議会等の設置に関する検討状況等について、平成29年度夜間中学等に関する実態調査の結果を反映するとともに、都道府県に求められる役割を具体的に記述。

II 夜間中学の現状

→ 平成29年度夜間中学等に関する実態調査の結果を反映。

III 夜間中学設置のニーズ

→ 設置市区の入学希望既卒者の受け入れ状況について更新するとともに、不登校生徒の受け入れ時の留意点を具体化。また、民間の調査会社に委託して実施した、効果的なニーズ把握の方法等についてモデルを提示。

IV 設置・運営上の工夫等

→ 都道府県立学校をつくる場合のイメージを提示。この他、教職員配置における教育委員会の配慮や新学習指導要領に基づいた教育課程・指導上の工夫、教育課程特例の制度、市町村間の経費負担の工夫等について詳述。

V 夜間中学の事例

→ 4校の事例についての記述を更新。

※本手引は、文部科学省ウェブサイト「夜間中学の推進について」に掲載しています。

トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 夜間中学の推進について > 夜間中学の設置・充実に向けて【手引】(第2次改訂版) の順でアクセスしてください。

平成30年度「夜間中学の設置推進・充実事業」第2次公募の実施について

当該委託事業の第2次公募を平成30年8月1日(水)から開始

<公募内容>

【検討段階の自治体向け】

(1) 都道府県・市町村の役割分担に係る調査研究

【具体的に設置を目指す自治体向け】

(2) 夜間中学新設準備に係る調査研究

【夜間中学を設置する自治体向け】

(3) 既存夜間中学の教育機会の提供拡充に係る調査研究

<公募情報掲載場所> http://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/index.htm
 文部科学省のホームページから「トップ > 会見・報道・お知らせ > 公募情報 > 教育・スポーツ
 関連事業」の順でアクセスしてください。

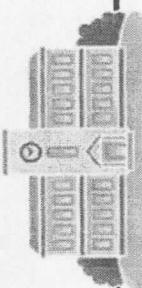
<スケジュール>

平成30年	9月12日(水)	「企画提案書」提出〆切
9月下旬	審査結果通知	
9月下旬以降	「事業計画書」提出	
10月以降随時	委託契約⇒事業着手	
平成31年 3月15日(金)	「事業完了報告書」提出〆切	

夜間中学における就学機会の提供推進

平成30年度予算額 36百万円
(平成29年度予算額 20百万円)

- 義務教育未修了者等が12万人以上存在する実態。→ 夜間中学は全国に31校（生徒数1,687名）に止まる。
- 平成28年12月に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」が成立。
教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、基本理念が定められ、国及び地方公共団体の責務が明確化。全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられる。
- 平成29年3月に、教育機会確保法第7条に基づき基本指針を策定。



教育機会確保法、基本指針を踏まえた施策の総合的な推進

<設置の促進>

都道府県・市町村の役割分担に係る調査研究
約4百万円(1か所あたり約50万円)
教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用を促進するため、都道府県において就学機会提供に係る役割分担の在り方を検証。【新規】

<夜間中学新設準備に係る調査研究

約13百万円(1か所あたり約250万円)
夜間中学新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた準備の在り方を都道府県又は市町村において検証。

<既設の夜間中学等における教育機会の確保>
必要な日本語指導を充実するため夜間中学に携わる教職員に向けた研修を実施。【新規】

<多様な生徒の受け入れ>

既存夜間中学の教育機会の提供拡充に係る調査研究
約14百万円(1か所あたり約55万円)
義務教育未修了者に加えて、外国籍の者、入学希望既卒者など多様な生徒の受け入れ拡大を図るために必要な環境整備の在り方を検証。【拡充】

(取組例)

- 生徒の学習歴や習熟度に応じて自主教材の作成などをを行う「夜中専門員」の配置
- 受入れ生徒の拡大を図るための検討など

<広報活動>

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や、夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。【拡充】

<夜間中学の設置促進、夜間中学における多様な生徒の受け入れ拡大>

**義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の
一部を改正する法律の概要**

趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- ・ 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- ・ 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- ・ 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

**この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた
学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する
学校の機能強化を一体的に推進**

概 要**公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正**

- ・ 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設
(児童生徒13人に1人)
- ・ 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設
(児童生徒18人に1人)
- ・ 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）
- ・ 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設（学校の児童生徒数に応じて算定）
- ・ 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

義務教育費国庫負担法の一部改正

**都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、
②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担
の対象に追加**

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- ・ 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等
(学校教育法等の一部改正)
- ・ 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・ 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について
協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・ 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備 (社会教育法の一部改正)

施 行 期 日

平成29年4月1日

2018年(平成30年)9月5日(水) 発行

全国夜間中学校研究会

事務局 大阪市立天満中学校夜間学級 内

〒530-0026 大阪市北区神山町12-9

電話(06)6312-8462

表紙上部(当日の横断幕)の執筆は、
荒川区立第九中学校夜間学級講師・瀬尾恭子先生です。

全国夜間中学校研究会 で検索

第64回全国夜間中学校研究大会は、
2018年11月29日(木)～30日(金)に、
東京都荒川区内のサンパール荒川で開催予定です。